患者さん向け

エムガルティ®による治療をはじめられる患者さんへ

医療費の助成制度とは

医療費が高額になった場合、医療費の自己負担額が軽減されたり、税金の一部が減額されるなど、医療費の助成を受けられる場合があります。

医療費控除

- 生計を一つにする家族の医療費（保険金などにより補填される金額を除く）の総額が、1月から12月の1年間で10万円（*）を超えた場合、確定申告の際に手続きを行うことで、税金の一部が控除（減額）される制度です。

＊その年の総所得金額等が200万円未満の方は総所得金額等の5%の金額になります

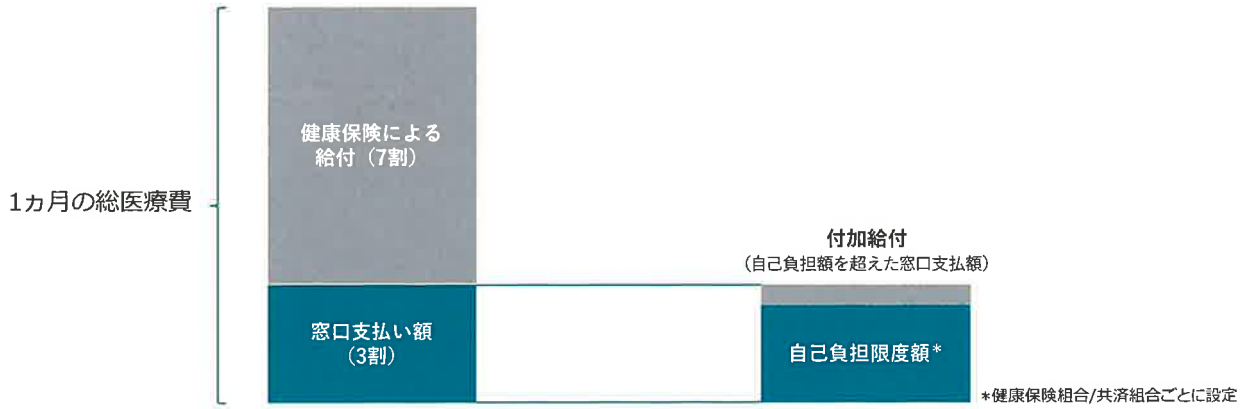
〖お問い合わせ先〗
最寄りの税務署

領収書は大切に保管しておきましょう
病院や薬局などで受け取った領収書は、高額療養費などの制度を利用できるかどうかの確認や申請書類として必要になります。紛失しないよう、大切に保管しておきましょう。

付加給付

- 企業などの健康保険組合や共済組合によっては、独自の給付制度を設けている場合があります。高額療養費の上限よりも低い金額を、自己負担の上限額に設定している場合、一定額を超えた分が付加金としてプラスで給付されます。それらを「付加給付」や「一部負担還元金」などと呼びます。
- 付加給付制度の有無、自己負担限度額は健康保険組合や共済組合によって異なりますので、ご加入されている組合にお問い合わせ下さい。

〖お問い合わせ先〗
ご加入されている健康保険組合など



厚生労働省「健康保険組合事業運営指針」を元に作図

Lilly 日本イーライリリー株式会社　PP-GZ-JP-1551　2022年9月作成